

## 八潮市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

市長決裁 平成22年6月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象者）

第2条 AEDの貸出しを受けることができる者は、次の各号に掲げる行事の主催者とする。

- (1) 八潮市が主催、共催、後援又は協賛する行事
- (2) 営利を目的としない行事であって、市長が認めるもの

2 前項各号に掲げる行事は、市内で開催されるものとする。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りでない。

（貸出要件）

第3条 AEDの貸出しを受ける者は、行事が開催される期間を通じて、医療従事者、消防士又は普通救命講習、上級救命講習その他これらに類する講習を修了した者を行事の会場に配置しなければならない。

（貸出申請）

第4条 AEDの貸出しを受けようとする者は、貸出しを受ける日の7日前までに八潮市自動体外式除細動器（AED）貸出申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、市長に申請しなければならない。

（貸出決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、適当であると認める場合は、八潮市自動体外式除細動器（AED）貸出承認通知書（様式第2号。以下「貸出承認通知書」という。）により申請した者に通知するものとする。

（貸出期間等）

第6条 AEDの貸出期間は、行事が開催される期間又は貸出日から起算して7日以内のいずれか短い期間とする。ただし、市長が特に必要であると認める場合は、この限りでない。

2 AEDの貸出しを受ける者（以下「利用者」という。）は、返却期日までにAEDを返却しなければならない。

（費用負担）

第7条 AEDの貸出しは無料とする。ただし、貸出期間中におけるAED

Dの運搬、保管、管理等に要する費用は、利用者の負担とする。

- 2 AEDを傷病者に対して使用した場合における消耗した電極パッド及び救急セットに係る費用は、八潮市の負担とする（利用者の故意又は過失により消耗した場合を除く。）。

（貸出中の管理）

第8条 利用者は、善良な管理者の注意をもって、AEDを常に良好な状態で管理しなければならない。

- 2 利用者は、貸出承認通知書の留意事項を遵守しなければならない。

（返還）

第9条 市長は、次の各号に掲げる場合には、AEDの貸出しを中止し、利用者からAEDを返還させることができる。

- (1) 第3条の要件を満たさなくなつたと認められる場合
- (2) 第8条の規定に違反したと認められる場合

（使用報告）

第10条 利用者は、AEDを使用した場合は、AEDの返却にあわせて、八潮市自動体外式除細動器（AED）使用報告書（様式第3号）に必要事項を記入の上、市長に提出しなければならない。

（事故報告）

第11条 利用者は、AEDを紛失し、破損させ、又は故障させた場合は、八潮市自動体外式除細動器（AED）紛失・破損・故障報告書（様式第4号）に必要事項を記入の上、市長に提出しなければならない。

（損害賠償）

第12条 利用者は、故意又は過失によりAEDを紛失し、破損させ、又は故障させた場合は、復元に要する費用の額をもって賠償しなければならない。

（免責）

第13条 市は、利用者が行つたAEDの使用に関しては、一切の責任を負わない。

（所管）

第14条 この要綱により貸出しを行うAEDは、市民活力推進部スポーツ振興課が所管する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。